

しあわせ信州

長野県地域防災計画

火山災害対策編

火山災害対策編

令和 6 年度修正

(令和 7 年 3 月)

長野県防災会議

□□□ 火山災害対策編 □□□

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	2
第2節	防災の基本理念及び施策の概要	■ 3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	長野県の概況	■ 10

第2章 災害予防計画

第1節	火山災害に強い県づくり	12
第2節	災害発生直前対策	22
第3節	情報の収集・連絡体制計画	23
第4節	活動体制計画	27
第5節	広域相互応援計画	■ 34
第6節	救助・救急・医療計画	35
第7節	消防・水防活動計画	■ 41
第8節	要配慮者支援計画	■ 41
第9節	緊急輸送計画	■ 41
第10節	障害物の処理計画	■ 41
第11節	避難の受入活動計画	42
第12節	孤立防止対策	■ 53
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	■ 53
第14節	給水計画	■ 53
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	■ 53
第16節	危険物施設等災害予防計画	■ 53
第17節	電気施設災害予防計画	■ 53
第18節	都市ガス施設災害予防計画	54
第19節	上水道施設災害予防計画	■ 57
第20節	下水道施設等災害予防計画	■ 57
第21節	通信・放送施設災害予防計画	■ 58
第22節	鉄道施設災害予防計画	■ 63
第23節	災害広報計画	■ 63
第24節	土砂災害等の災害予防計画	64
第25節	防災都市計画	■ 69
第26節	建築物災害予防計画	70
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	72
第28節	河川施設等災害予防計画	75
第29節	ため池災害予防計画	■ 77
第30節	農林水産物災害予防計画	78
第31節	二次災害の予防計画	80
第32節	防災知識普及計画	84
第33節	防災訓練計画	■ 90
第34節	災害復旧・復興への備え	■ 90

第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	90
第36節	企業防災に関する計画	90
第37節	ボランティア活動の環境整備	90
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	90
第39節	火山災害対策に関する調査研究及び観測	91
第40節	観光地の災害予防計画	93
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	95

第3章 災害応急対策計画

第1節	火山災害に強い県づくり	97
第2節	災害情報の収集・連絡活動	110
第3節	非常参集職員の活動	117
第4節	広域相互応援活動	117
第5節	ヘリコプターの運用計画	117
第6節	自衛隊の災害派遣	117
第7節	救助・救急・医療活動	117
第8節	消防・水防活動	118
第9節	要配慮者に対する応急活動	122
第10節	緊急輸送活動	122
第11節	障害物の処理活動	123
第12節	避難受入及び情報提供活動	129
第13節	孤立地域対策活動	145
第14節	食料品等の調達供給活動	145
第15節	飲料水の調達供給活動	145
第16節	生活必需品の調達供給活動	145
第17節	保健衛生、感染症予防活動	145
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	145
第19節	廃棄物の処理活動	145
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	145
第21節	危険物施設等応急活動	145
第22節	電気施設応急活動	145
第23節	都市ガス施設応急活動	145
第24節	上水道施設応急活動	145
第25節	下水道施設等応急活動	145
第26節	通信・放送施設応急活動	145
第27節	鉄道施設応急活動	145
第28節	災害広報活動	145
第29節	土砂災害等応急活動	146
第30節	建築物災害応急活動	148
第31節	道路及び橋梁応急活動	148
第32節	河川施設等応急活動	148
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	149
第34節	ため池災害応急活動	156
第35節	農林水産物災害応急活動	157
第36節	文教活動	159

第37節	飼養動物の保護対策	■	163
第38節	ボランティアの受入れ体制	■	163
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	■	163
第40節	災害救助法の適用	■	163
第41節	観光地の災害応急対策		164

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	■	167
第2節	迅速な現状復旧の進め方	■	167
第3節	計画的な復興	■	167
第4節	資金計画	■	167
第5節	被災者等の生活再建等の支援	■	167
第6節	被災中小企業等の復興	■	167
第7節	被災した観光地の復興	■	167

第5章 継続災害への対応方針

第1節	避難対策		169
第2節	安全確保対策		170
第3節	被災者の生活支援対策		172

※ページ番号の前に■を付している節については、風水害対策編を参照

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき、実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
- 5 流通・経済活動が停滞しないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつその総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第4条に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関する こと。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する こと。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関するこ と。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野支局)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又 は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂 崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施 設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害 虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関す ること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業 用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関 すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関するこ と。
(5) 中部森林管理局	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関す ること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。

(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 ウ 被災中小企業の振興に関する事
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事
(8) 関東東北 産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
(9) 中部近畿 産業保安監督部	電気の保安に関する事
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 噴火警報等の伝達、解説に関する事 イ 防災知識の普及に関する事 ウ 災害防止のための統計調査に関する事
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事 イ 非常通信に関する事 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事
(15) 関東地方備局、 北陸地方整備局、 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方 環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 ウ 地殻変動の監視に関する事
(18) 第九管区 海上保安本部	災害時における救助及び援助に関する事

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部 牧尾支所)	ダムの防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、 おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会等	県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

8 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関すること。 (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。 (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。 (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。

第 4 節 長野県の概況

→ 風水害対策編 参照

第 2 章

災害予防計画

第1節 火山災害に強い県づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い県土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い県土づくり

(1) 現状及び課題

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。

- (エ) 火山災害に強い市町村土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により、火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性 及び避難所等の防災関連施設を表した地理 空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
- c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々(以下「登山者等」という。)に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
- f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁

止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して、災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
- k 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- l 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

- m 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。
 - n 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により、役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県内にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。

なお、県内に火山災害警戒地域を含まない火山防災協議会にも、当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加することができる。

- b 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- c 火山災害警戒地域の指定があったときは、県地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告を定める際の基準となるべき事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を定める際の基準となるべき事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項

- (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- d 県防災会議は、県地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第5条第一項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）

火山名	県名	市町村名
浅間山	長野県、群馬県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村
焼岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
乗鞍岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
御嶽山	長野県、岐阜県	上松町、木曽町、王滝村、高山市、下呂市
草津白根山※1	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市
弥陀ヶ原※2	富山県	富山市、上市町、立山町

※1 草津白根山の防災会議協議会に山ノ内町は任意で参加している。

※2 弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。

(キ) 避難施設緊急整備地域

内閣総理大臣が長野県内で火山の爆発により、住民等の生命又は身体に被害が生じる又は生じるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定したとき、県は国の基本指針に基づき、住民等の速やかな避難のための必要な施設を緊急に整備するための計画を作成する。

計画の作成にあたっては、関係市町村長の意見をあらかじめ聞くものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。
- 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

- i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。
- j 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。
- (イ) 火山災害に対する建築物等の安全性
不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 降灰対策
活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。
- (オ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
 - b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して、災害応急対応を講じるものとする。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
 - e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
 - f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
 - i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定
- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域を区域に含む市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。
なお、火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加できるものとする。
 - b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について、市町村長が行う通報及び警告に関する事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
 - (f) 避難促進施設に関する事項

警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市町村長に報告するものとする。
 - c 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
 - d 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について定めるときは、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
 - e 市町村地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確

保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(キ) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては、火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(ク) 避難促進施設の指定

市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。

a 御嶽山における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する

(b) 対象範囲

- 剣ヶ峰南西斜面の火口（地獄谷火口）から4kmの範囲
- 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする

b 乗鞍岳における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- 宗教施設は火山法施行令に定めがないため、施設の利用形態を踏まえて市町村長が判断する。

(b) 対象範囲

- 想定火口域から4kmの範囲内にある施設
- 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。

(ケ) 避難促進施設の支援

必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し、必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。

- c 火山災害警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら、各地域の実情に応じて、必要な事項を定めるものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 地方整備局は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧 → **風水害対策編 参照**

エ【火山防災協議会が実施する計画】

活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」
- (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」
- (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制
- (キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備
住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりである。
県及び市町村は、気象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

2 避難誘導体制の整備

ア【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) 県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
- (イ) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

【関係機関が実施する計画】

第11節「避難収容活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性及び確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう、分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部）
また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）
- (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部）
- (オ) 目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。（全部局）
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）
- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部）
- (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。（建設部）
- (ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進する。（危機管理部）

- (コ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
(危機管理部)
- (サ) 国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(S O B O－W E B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)
- (シ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)
- (ス) 噴火警報・予報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。
- (セ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (ソ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (オ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (キ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (ク) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(S O B O－W E B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。
- (ケ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。
- (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (サ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。
- (シ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

ウ【気象庁が実施する計画】

- (ア) 火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について、火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行ない、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。
- (イ) 火山活動の変化を観測し、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。
また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。
- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

エ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 県及び市町村、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方気象台）
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- (キ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能

となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (ウ) 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。

(イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載）

(ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。

(エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを、平常時から構築することに努めるものとする。

(カ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。

また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。

(キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものと

する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを、平常時から構築することに努めるものとする。

(エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても、迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県防災会議

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により、修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員、専門委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

(エ) 火山防災協議会

国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。

また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 御嶽山火山防災協議会

御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 浅間山火山防災協議会

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

c 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

d 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

f 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

g 草津白根山防災会議協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 火山防災協議会

国、県、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。

また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

a 御嶽山火山防災協議会

御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

b 浅間山火山防災協議会

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

c 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

d 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

f 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

g 草津白根山防災会議協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 火山防災協議会

国、県、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。

また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

- a 御嶽山火山防災協議会
御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- b 浅間山火山防災協議会
浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- c 焼岳火山防災協議会
焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- d 新潟焼山火山防災協議会
新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- e 弥陀ヶ原火山防災協議会
弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- f 乗鞍岳火山防災協議会
乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- g 草津白根山防災会議協議会
草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。（総務部）

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。（危機管理部、総務部、警察本部）

- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県（危機管理部）、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 5 節 広域相互応援計画

→風水害対策編 参照

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。
また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1 か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1 か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

令和5年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
- (ウ) 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備を推進する。(危機管理部)
- (エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。
- (オ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材
 - (e) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。
また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。
- (ウ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (エ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。

また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の奔走体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。

また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。(健康福祉部)

(イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)

(ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

(エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)

(オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 医療用資器材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

(イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資器材、医薬品の確保を図るものとする。

また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。

また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。

c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について、整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として、県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害支援ナース（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について、近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり、航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。

また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。（危機管理部）
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置

- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第 7 節 消防・水防活動計画

第 8 節 要配慮者支援計画

第 9 節 緊急輸送計画

第 10 節 障害物の処理計画

→風水害対策編 参照

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の**感染症対策**や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により防災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに、情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は、住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

（ア） 県及び市町村は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

（イ） 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

イ【県が実施する計画】

（ア） 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外

に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）
- (ウ) 帰宅困難者等や登山者等を、安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）
- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 市町村及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や、各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難の発令基準及び伝達方法
(避難指示・高齢者等避難については、風水害対策編第3章第12節を参照)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給

- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - ホームページ、SNSによる周知
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - ホームページ、SNSによる周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお、市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を構すべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に、確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(エ) 登山者等対策

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。
- (オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。（県有施設管理部局）
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。（県有施設管理部局）
- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や

過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して、安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

- (エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

- (オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

- (カ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
(全機関)

- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

- (ウ) 火山活動によって、登山者等の生命及び身体に被害が生じ又は生ずる恐れがある火口周辺の施設管理者及び所有者等は、それぞれの火山の特性について、専門家等の意見を踏まえ、退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等について、努めることとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 県有施設について、市町村の指定避難所の指定に協力する。(県有施設管理局)
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。(県有施設管理局)
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について、支援を行うものとする。
- また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。
- (キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
- 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (ウ) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- 特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の

確保に努めるものとする。

- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において、当該施設に避難することが不相当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

また、必要に応じ、、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達に

あたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても、極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に

情報提供する体制を整備する。(建設部)

- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により、災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

また、私立学校に対し、迅速かつ適切な避難行動が図られるよう、避難計画の一層の充実を指導するものとする。

- (ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては、当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と、学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や、遊具等が火山噴火等の衝撃により、どのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）

火山災害等での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする

- (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする
- (オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）
私立学校については、県立学校の対策に準じて、整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第 1 2 節 孤立防止対策

第 1 3 節 食料品等の備蓄・調達計画

第 1 4 節 給水計画

第 1 5 節 生活必需品の備蓄・調達計画

第 1 6 節 危険物施設等災害予防計画

第 1 7 節 電気施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。

火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・噴石により、製造所又は供給所の施設若しくは導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として、施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき、都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 製造供給施設及び導管については、災害に耐えられるものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により、常時職員を配置するとともに、災害発生時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して災害に配慮している。

緊急措置として、ガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法が災害に耐える力の弱いものがあり、取り替える必要がある。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。

需要家の安全対策として、震度5強以上の火山性地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう、通信設備の整備を図っている。

都市ガス事業者にあっては、製造施設、供給施設及び導管の火山性地震による被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値(SI値又は最大速度値)を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

共通事項

- ア 橋に添架されている等、露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施
- イ マイコンメータの全戸設置

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の火山性地震が発生した場合は、職員は、連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して、災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

また、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、災害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

a (一社) 日本ガス協会

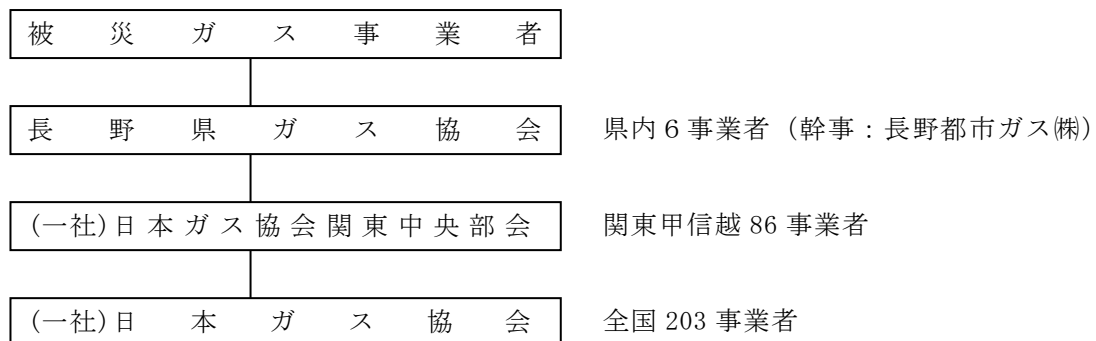
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

b (一社) 日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

「帝石パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援系統図



第 1 9 節 上水道施設災害予防計画

第 2 0 節 下水道施設等災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の耐震・停電対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の耐震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の耐震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

また、火山周辺の登山者等に防災情報を伝達するため、携帯電話の不感地域の解消を図ることが必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

電源の供給路が絶たれた場合の対策として各無線局には、非常用電源装置（発動発電）を設置している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和4年度末現在次のとおりである。

方式別	令和4年度末市町村数
同報系（一斉通報）	69（89.6%）
移動系（移動局）	51（66.2%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

更に、火山周辺地域については、携帯電話の不感地域の解消に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (イ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

火山等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設

備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (イ) 非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

火山災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (イ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 予備放送設備の整備
- (イ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保
- (ウ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進するものとする。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの対策を行うものとする。

また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) S T L 送信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (イ) F M 送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (ウ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (エ) S T L 非常回線の設置を検討するものとする。
- (オ) 非常用送信機設置等の実施

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、火災等により焼失するおそれがある。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

事業者等と調整のついた箇所より共同溝の整備をおこない、地中化の実施を図るものとする。

第 2 2 節 鉄道施設災害予防計画

第 2 3 節 災害広報計画

→ 風水害対策編 参照

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について、防災対策を推進する。
- 4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して、被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山、乗鞍岳、新潟焼山）
- 5 土砂災害特別警戒区域には、原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。

第3 計画の内容

1 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は6,715区域で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

（ア）土石流の発生により、被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。

（イ）砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防

指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を、住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置をとる。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を発令することが出来る具体的な基準及び伝達方法等について、避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山、御嶽山、焼岳等の活火山を抱えており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。

火山は、雲仙岳噴火災害にみるように、一度本格的な噴火活動を開始すると、甚大かつ長期間に渡る災害が発生することになる

この被災を最小限に留めるため、災害防止施設を整備することはもちろん、万一に備え事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について、住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。（地方整備局）

降雨による、泥流等による災害のおそれがある場合には、関係機関と調整の上、当該地域に係る予測雨量等の気象情報を提供するものとする。（長野地方气象台）

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から、効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。（建設部）
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。（建設部）
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。（農政部）
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。（農政部）
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区・準用地区のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。（林務部）
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。（林務部）
 - b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。（林務部）
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において、山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。（林務部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて、住民に対して、土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

4 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和6年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,739箇所、崩壊土砂流出危険地区4,660箇所である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、適宜見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。

加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。

これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について、長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。

5 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状及び課題

本県では、令和5年4月1日現在で27,224区域が土砂災害警戒区域に指定されている。

また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,505区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して、警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 要配慮者利用施設及び学校（小学校、中学校及び高等学校）の施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
 - b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して、警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。

また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。

更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

第 2 5 節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため不燃堅牢化に努める。
- 2 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物

(1) 現状及び課題

火山の噴火等による被害を防止するため、建築物の不燃堅牢化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、公共建築物の不燃堅牢化に努めるものとする。
- (イ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、建築物の不燃堅牢化に努めるものとする。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し、保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】 （県民文化部）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村文化財所管部局を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護

についての指導と助言を行う。

- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。

被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

(1) 現状及び課題

火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。

また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。

この対策として、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備する。（全部局）
- (イ) ハザードマップにより火山噴火に対する避難のための道路整備を順次行う。（建設部、道路公社）
- (ウ) 信号機、信号柱等を火山災害に強い施設にするよう、計画的に整備する。
また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）
- (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）
- (オ) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）
- (カ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を、統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき、計画的に推進するものとする。(地方整備局)

(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において、関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。(地方整備局)

(エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するものとする。
- (イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（地方整備局）
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため、事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者、警察が実施する計画】

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害対応の整備を行う。
- 2 ダム施設は、火山災害が直接予想される場所には設置していないが、管理中のダムにおいては、定期点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

火山災害の発生に伴い、破堤等につながるものが予想されるため、火山災害対応の河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。
- (ウ) 洪水ハザードマップや水位等、減災に資する情報を提供する。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により、河川管理施設の整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について、整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、火山災害が直接予想される場所には設置しておらず、定期的に点検整備を行い施設の維持管理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。

また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

（ア） ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。

また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

（イ） ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第 2 9 節 ため池災害予防計画

→風水害対策編 参照

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し、周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ、予防技術対策の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図る。
- (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。
- (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策
 - a 水稻
育苗期間は常に被覆できるようにし、降灰の恐れのある場合には直ちに被覆する。
 - b 野菜及び花き
育苗中の苗等は、寒冷しゃ、ポリフィルム等のべたがけができるように準備し、降灰に備える。また、トンネルやハウス栽培は降灰に対して有効である。
 - c 畜産
屋外にある乾草、稲わら等の飼料作物は、集積してポリフィルム又はビニールフィルムで被覆するとともに、長期間の降灰に備えて飼料の確保を図る。
 - d 水産物
降灰に伴う濁水により、養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ【市町村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき、災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するとともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう、指導又は助言する。

(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう、市町村を支援する。(林務部)

(イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより、整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

【危険物関係】

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

【火薬関係】

火薬類取扱施設は、火山噴火による直接的被害よりもその後の火災等による火薬類の誘爆の他、流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための

危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

〔毒物劇物関係〕

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

〔火薬関係〕

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設の管理者等が講ずべき対策について指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう、周

知しておくものとする。

〔高圧ガス関係〕

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- （ア） 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- （イ） 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- （ウ） 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- （エ） ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- （オ） 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- （カ） 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

〔液化石油ガス関係〕

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

液化石油ガス販売事業者等において、実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について、転倒防止措置を徹底するものとする。

〔毒物劇物関係〕

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- （ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- （イ） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- （ウ） 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- （エ） 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- （ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- （イ） 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木等の流出対策

(1) 現状及び課題

火山噴火等により、森林機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害の発生も予想されるため、予防対策が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。
(林務部)
- (イ) 泥流や土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策工を推進する。
(建設部)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害警戒区域等の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、「火山防災の日」、「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して、防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難指示等の意味や内容
- d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく、適切な行動をとること
- f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
- j 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- l 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- m 正確な情報入手の方法
- n 要配慮者に対する配慮
- o 男女のニーズの違いに対する配慮
- p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
- s 「むやみに移動を開始しない」という、帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても、地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 登山者等に対し、観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓

発を図る。

- (ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて、火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 登山者等に対し、観光関係の事業者を通じて、防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて、火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【気象台が実施する計画】

- (ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (イ) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように、気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。
- (ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

オ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ【登山者等が実施する計画】

自らの安全を確保するため、長野県登山安全条例に基づき、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）提出等行うものとする。

ク【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ケ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル

ル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して、発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について、配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても、防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより、実践的なものにするるとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。
- (イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- a 火山災害等に関する一般的な知識
- b 火山災害等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 火山災害等対策として、現在講じられている対策に関する知識
- e 今後火山災害等対策として、取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を、確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう、努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第 3 3 節 防災訓練計画

第 3 4 節 災害復旧・復興への備え

第 3 5 節 自主防災組織等の育成に関する計画

第 3 6 節 企業防災に関する計画

第 3 7 節 ボランティア活動の環境整備

第 3 8 節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

また、平成26年9月27日の御嶽山の噴火を受け、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制の強化を図る。

第2 主な取り組み

- 1 県・市町村・各機関が協力し、火山災害等に関する情報集整理等を行う。
- 2 水蒸気噴火の兆候を、より早期に把握するための観測体制の強化を行う。

第3 計画の内容

1【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。（危機管理部）

2【市町村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

3【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市町村への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。
- (3) 水蒸気噴火の先行現象を確実に検知しその兆候の早期把握に努めるものとする。

ア 火口付近への観測施設の増強

イ 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発

ウ 地元の専門家や日頃山を見ている人など、現地からの情報を収集できるネットワークの構築

エ 火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成

- (4) 本県に係る気象庁が常時監視する活火山の観測は、以下のとおり実施されている。

ア 浅間山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所が必要な観測を行っている。

イ 御嶽山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、G N S S等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて、現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

ウ 焼岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、G N S S等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。

そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。

エ 乗鞍岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、G N S S等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

オ 草津白根山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（G N S S）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。

カ 新潟焼山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（G N S S）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。

キ 弥陀ヶ原

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（G N S S）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

御嶽山噴火災害では登山者に多くの被害が発生したことから、登山者等の安全確保対策を推進するとともに、安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。

また、近年増加している外国人旅行者について、防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1)【県及び市町村が実施する計画】

- ア 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
(観光部)
- イ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- ウ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

(2)【市町村が実施する計画】

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。
- ウ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- エ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1)【県が実施する計画】(県民文化部、観光部)

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

(2)【県及び市町村が実施する計画】(観光部)

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(3)【市町村が実施する計画】

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。

(4)【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は、施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

(1)【県が実施する計画】（危機管理部、観光部）

- ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。（観光部）
- イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。（危機管理部）
- ウ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。（危機管理部）
- エ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。（観光部）
- オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

(2)【市町村が実施する計画】

- ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。
- イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- ウ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット、マスク等）の配備に努めるものとする。
- エ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努めるものとする。
- オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。

(3)【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品（ヘルメット、マスク等）や避難体制の整備に努めるものとする。
- イ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。
- ウ 県及び市町村と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

第 4 1 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 火山災害に強い県づくり

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう、対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア)【県が実施する対策】

市町村への通知

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（居住地域）が該当する（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上）。

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて、速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

(イ)【市町村が実施する対策】

住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

(ア)【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
- b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
- c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

(イ)【長野地方気象台が実施する対策】

- a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。
- b 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。
また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。
なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」、「噴火速報」をいう。
- c 噴火警報・予報
 - ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)
気象庁が、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。
 - ・ 噴火予報
気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
- d 噴火警戒レベル
噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。
国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について、共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火

警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカダナ山、妙高山

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山であることを留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることを留意

e 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し、「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

g 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

h 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

（ウ）【市町村が実施する対策】

a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。

また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。

なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

- b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

（エ）【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
 - b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
 - c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
 - d 鳴動：異常音の発生
 - e 火山性地震：有感地震の発生
 - f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度・色等の変化の変化
 - g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
 - h その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など
- 異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

（1）基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。

噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

（2）実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行うものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

（ア） 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。

（イ） 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- (ア) 本庁各部の警戒体制の強化
- (イ) 隣接県との情報の共有
- (ウ) 地域振興局
 - a 警戒体制の強化
 - b 火山防災協議会等の開催
 - c その他
- (エ) 関係市町村に対する助言
 - a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
 - b 登山禁止措置
 - c その他
- (オ) 防災関係機関への要請
 - a 警戒体制の強化
 - b その他

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して、配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

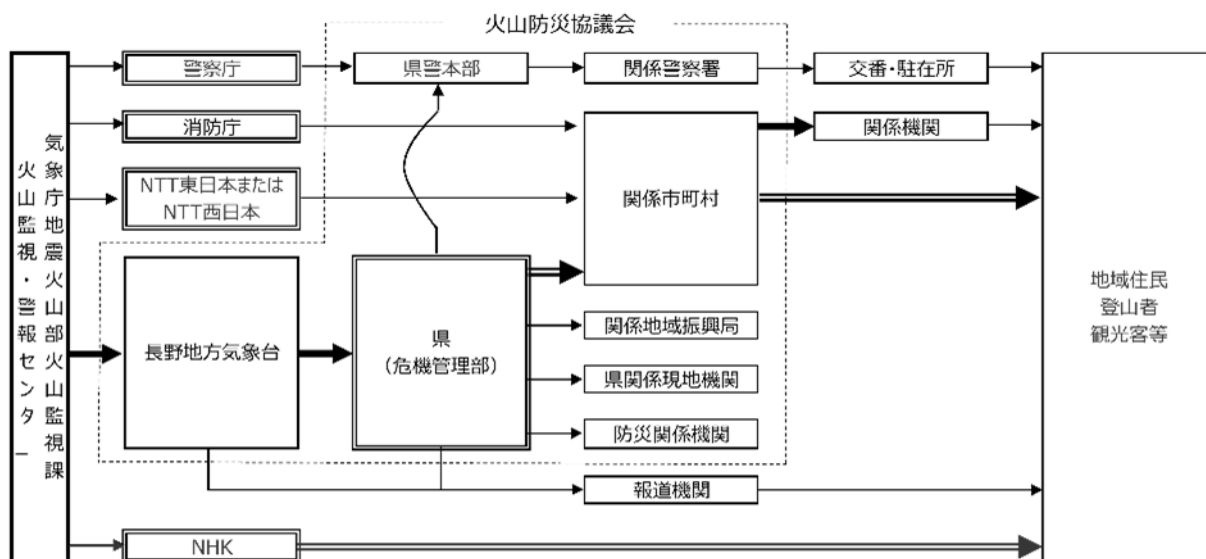
- (カ) 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



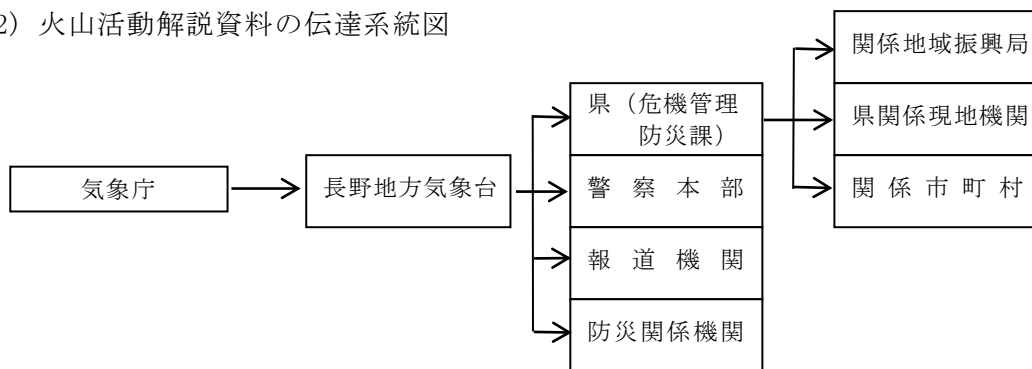
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(各火山防災協議会の連絡系統図は別紙3のとおり)

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図

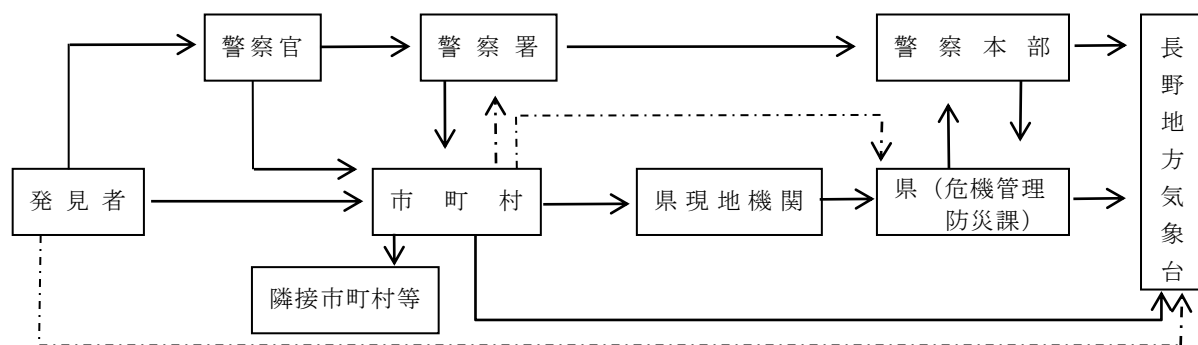


注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システム^{システム}を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

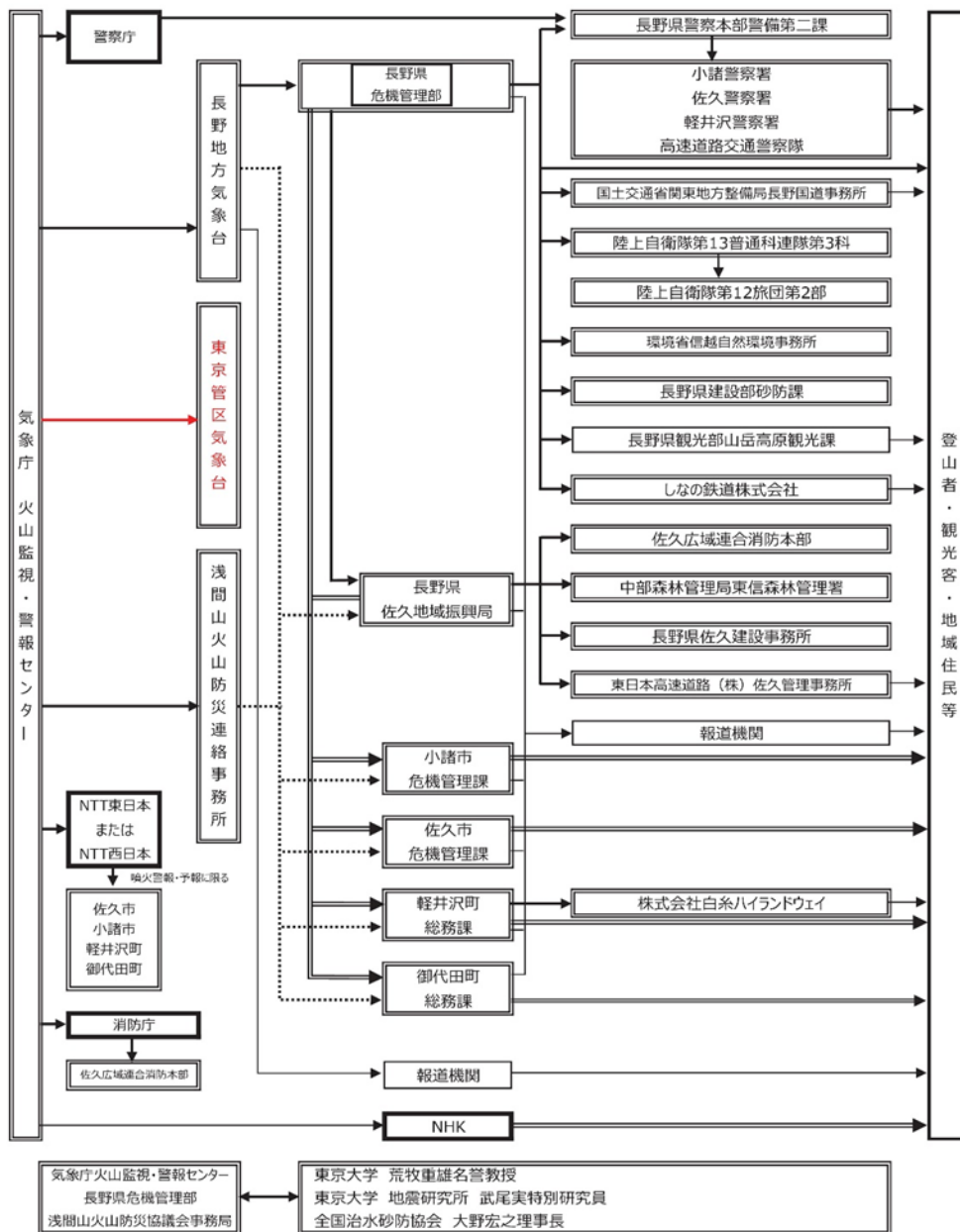
別紙2 異常現象の通報系統図

(-----は副系統を示す)



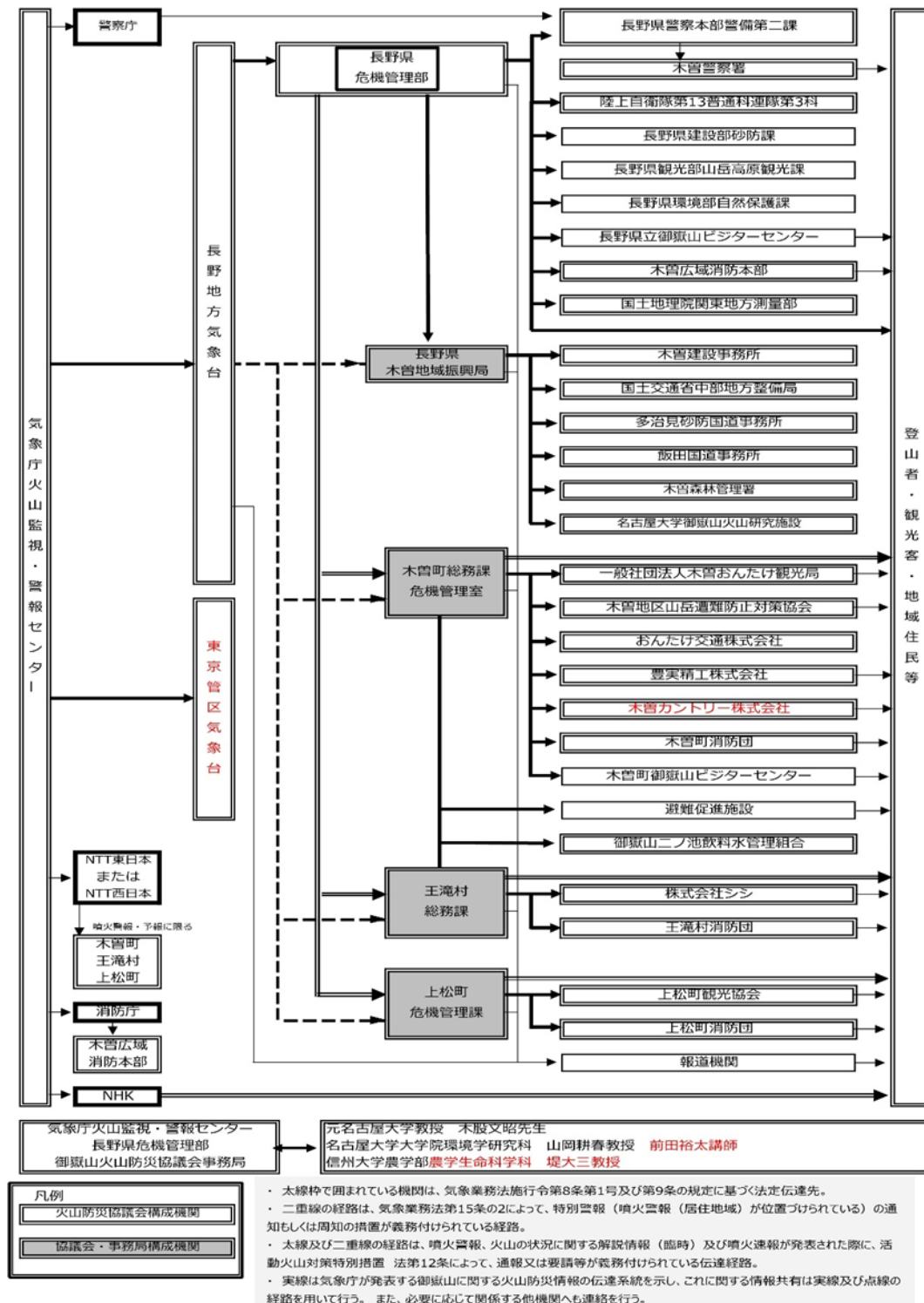
別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図

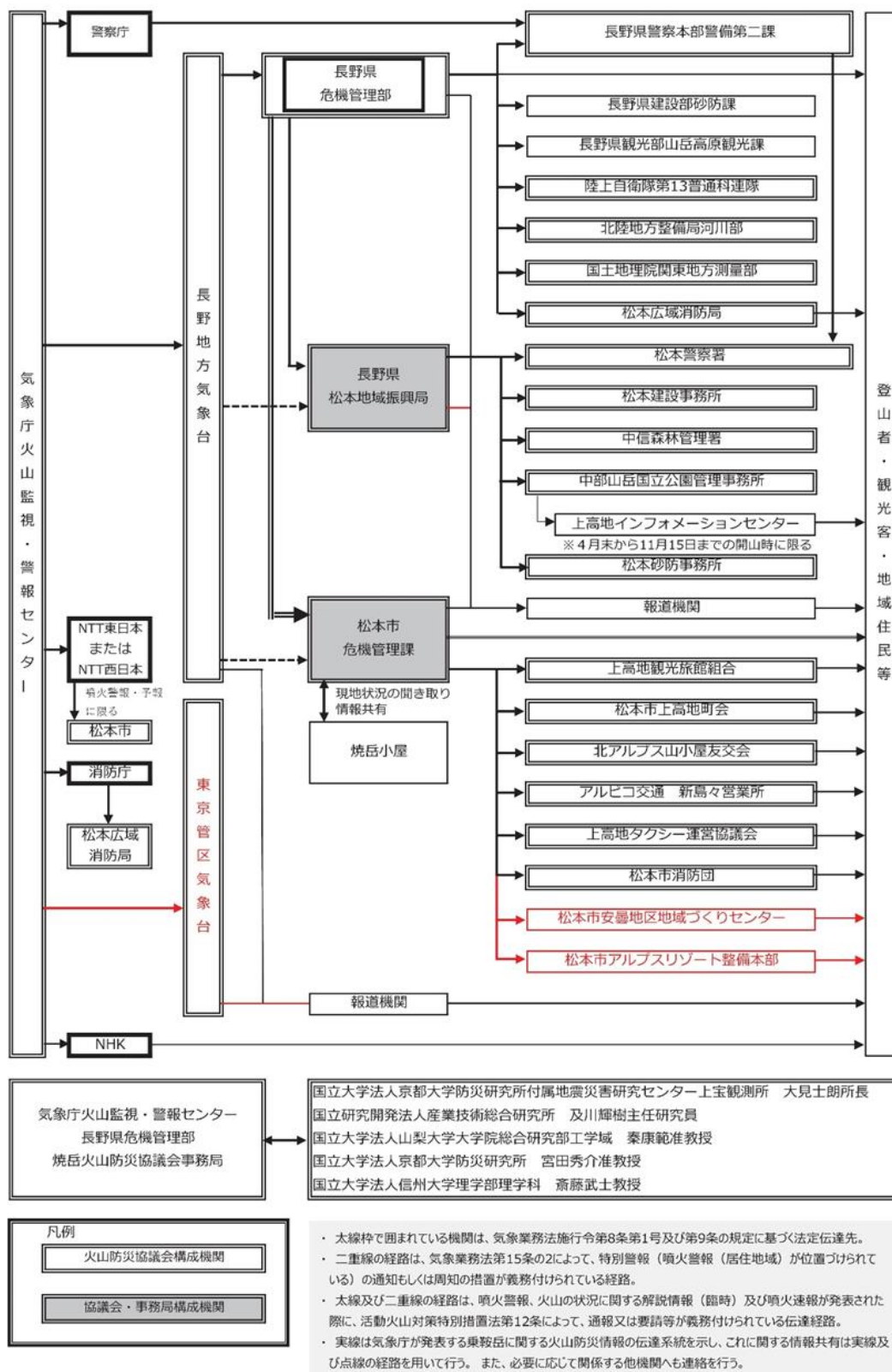


- ・ 二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

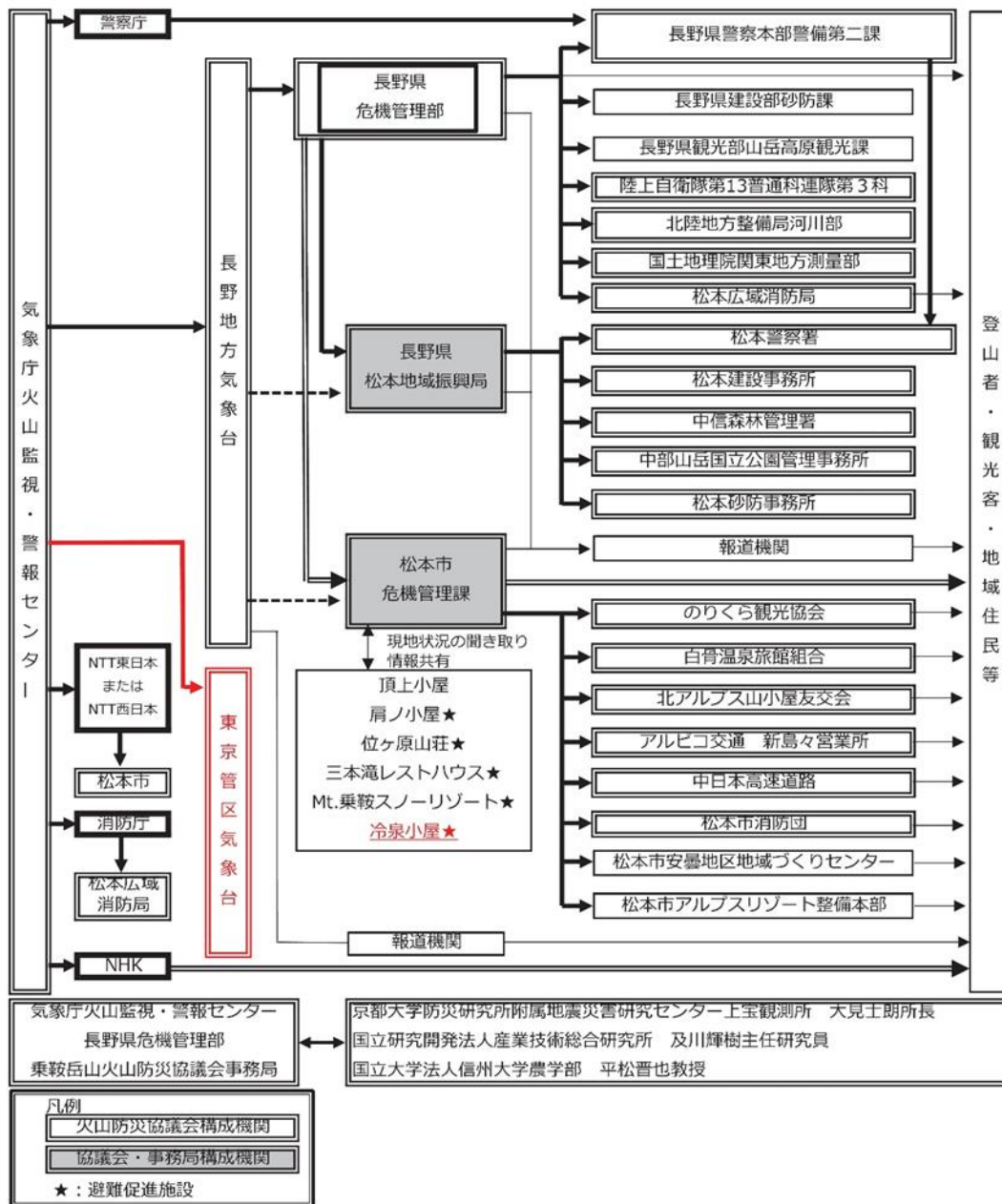
(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



(4) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(2) 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(5) 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市町村	地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農地農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とかなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について、最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するのとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、速やかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ、自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により、必要な職員を速やかに派遣する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、

長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
 - j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて、把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。
- (イ) 県現地機関等の実施事項
- a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
 - d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。
- (ウ) 市町村の実施事項
- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により、県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
- 各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。
- (オ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

イ 水防情報

- (ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）
- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに、関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により、観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに、関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により、観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火に関する情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い、発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

- ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。
- イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して、わかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するよう努めるものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 第3章第2節 参照

- 第 3 節 非常参集職員の活動
- 第 4 節 広域相互応援活動
- 第 5 節 ヘリコプターの運用計画
- 第 6 節 自衛隊の災害派遣
- 第 7 節 救助・救急・医療活動

→風水害対策編 参照

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて、他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。
- (イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等に

より、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

(b) 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第7節 救助・救急・医療活動」に定めるものとする。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

火山災害時等において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

火山災害時等において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行

われるように、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

火山噴火等による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材・車輛の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛の貸与等を行う。（オ）市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

イ【市町村（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（市町村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努めるものとする。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市町村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市町村長）は、決壊箇所又は危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市町村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b 市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、所管するダム等の状況を把握し、破損又は決壊の危険が生じ

た場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。

エ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア） 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達するものとする。

（イ） 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛の貸与等を行うものとする。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第10節 緊急輸送活動

→ 風水害対策編 参照

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、道路啓開計画に基づき建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送道路を通行止めとする。（警察本部）
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部）
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。（警察本部）
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部）
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。（警察本部）
- b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移

動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
(建設部)

- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため、広域的な見地から指示を行う。
- (エ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。
- (オ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送道路として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部)
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう、配慮して行うものとする。
- (イ) 放置車両等の移動等
 - a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。
 - b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (ウ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

- (ア) 実施機関
自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法
緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去を行うものとする。(地方整備局)
除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう、配慮して行うものとする。
- (ウ) 放置車両等の移動等
 - a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。
 - b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
- b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう、配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

4 火山噴出物等の火山噴出物の除去

(1) 基本方針

火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の火山噴出物に係る除去、集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 火山噴出物の除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 火山噴出物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
- b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

- c 建設業協会等との協定に基づき、調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所
 - それぞれの実施者において、判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の火山噴出物の除去、集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 火山噴出物の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。

火山災害対策編 第3章第11節
障害物の処理活動

- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心となり画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入	市町村長		

- (イ) 知事は、災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

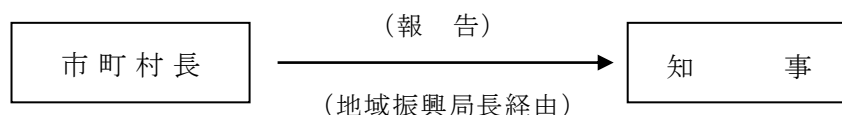
なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難指示を発令するよう努めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域
- (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (c) 地すべりにより、著しい危険が切迫している地域
- (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (f) 避難路の断たれる危険のある地域
- (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

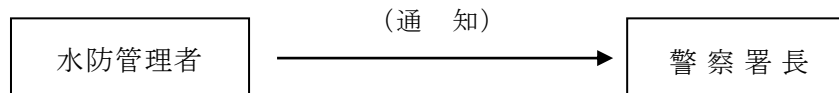
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



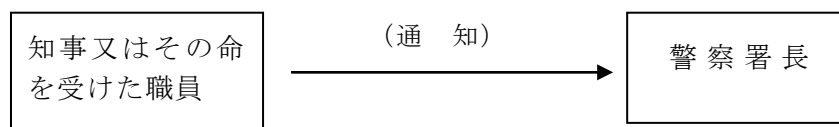
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難指示等の発令にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、指定避難場所へ避難誘導を行う。

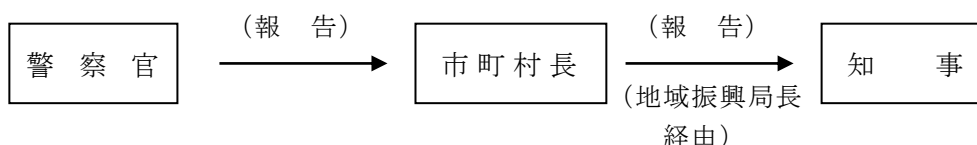
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

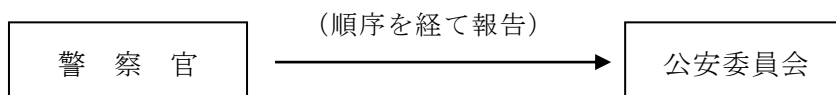
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

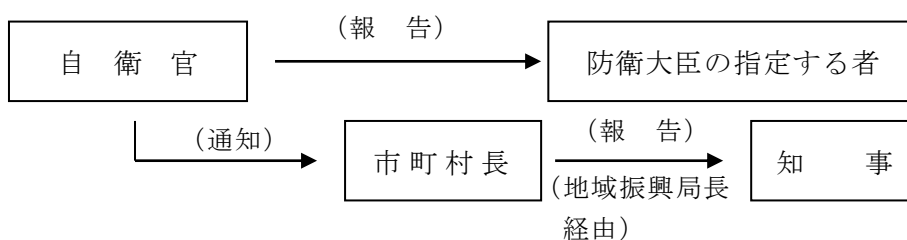


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ(ア) a (a)～(h)に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。

オ 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の発令者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 県及び市町村は、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について、迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において、在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により、実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により、誘導員を配置するもの

とする。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品、マスク等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所等の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）

a 市町村からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請が

あった場合調達及びあつせんを図るものとする。

- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあつせんを図るものとする。

- (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

- (ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)

- a 指定避難所として、あらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市町村に協力するものとする。

なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努めるものとする。

- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。(危機管理部、健康福祉部)

- (カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (イ) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努

- めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 指定避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。
- a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
 - c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保
 - e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
 - (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況
 - (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
 - (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - (d) 洗濯等の頻度
 - (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - (f) 暑さ・寒さ対策の必要性
 - (g) 食料の確保、配食等の状況
 - (h) し尿及びごみの処理状況
 - f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握
- (サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。
 - c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として、要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (タ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (チ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア（エ）参照）に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。
- (ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うため

のスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

- (二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (ヌ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ネ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ、市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については、市町村長の指示に従い、必要に応じて、管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで、避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 広域避難の対応
 - a 協議及び調整
市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。
 - b 市町村への助言
市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当

該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して、必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して、必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により、速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は、必要に応じて、市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)

(ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)

a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅

を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

- b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない。）
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が、適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- （オ）市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
- a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- （ア）利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- （イ）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- （ウ）災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ、応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- （エ）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- （オ）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- （カ）応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

（1）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、適切に提供するように努めるものとする。

（2）実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

- (ア) 県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (イ) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。
- (ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (オ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (カ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (キ) 県及び市町村は、被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。
- (ク) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (ケ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により、迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等

に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 県要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- 第 1 3 節 孤立地域対策活動
- 第 1 4 節 食料品等の調達供給活動
- 第 1 5 節 飲料水の調達供給活動
- 第 1 6 節 生活必需品の調達供給活動
- 第 1 7 節 保健衛生、感染症予防活動
- 第 1 8 節 遺体の捜索及び処置等の活動
- 第 1 9 節 廃棄物の処理活動
- 第 2 0 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第 2 1 節 危険物施設等応急活動
- 第 2 2 節 電気施設応急活動
- 第 2 3 節 都市ガス施設応急活動
- 第 2 4 節 上水道施設応急活動
- 第 2 5 節 下水道施設等応急活動
- 第 2 6 節 通信・放送施設応急活動
- 第 2 7 節 鉄道施設応急活動
- 第 2 8 節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう、現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき、関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに、応急工事を実施する。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を、関係自治体の長に通知するものとする。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において、活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。
- (イ) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じ、避難指示等の措置を講じるとするものとする。

- (ウ) 必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第 3 0 節 建築物災害応急活動

第 3 1 節 道路及び橋梁応急活動

第 3 2 節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により、発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

被害を最小限に抑えるために、以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 大規模土砂流出、倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

【建築物関係】

災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から県民を守るための措置をとる必要がある。

【道路及び橋梁関係】

道路・橋梁等の構造物についても、倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

【建築物関係】

【県及び市町村が実施する対策】（建設部）

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は、応急危険度判定士の制度を活用するものとする。

【道路及び橋梁関係】

ア【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて、速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して、一元的な情報提供

を行う。

また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。（建設部、警察本部、道路公社）

- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し、適切な方法を選択する。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により、速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して、一元的な情報提供を行う。
- また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔危険物関係〕

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

〔火薬関係〕

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要

になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

二次災害を防止するためには、状況に応じて、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において、火災等が発生した場合は、必要に応じて、指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害時における連絡

危険物施設において、災害時における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。(産業労働部)

(イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い、周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】 (産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施するものとする。
- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて、安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

イ【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）
毒物劇物取扱施設において、災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携を取り、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を取り、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
 - b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 大規模土砂流出、倒木等の対策

(1) 基本方針

火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（林務部）

- (ア) 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。
- (イ) 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、倒木等の移動を防止するための対策を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

降灰後の大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害等の危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき、応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ、応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

第34節 ため池災害応急活動

→ 風水害対策編 参照

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害等の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

- (ア) 県及び農業農村支援センターは、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。
- (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。
- (エ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受け入れが必要となる場合には技術支援を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。
- (イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稻

(a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めるものとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

b 果樹

(a) 散水して灰の除去を図る。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

c 野菜及び花き

(a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図るものとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

d 畜産

(a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないものとする。

(b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努めるものとする。

e 水産

(a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら、迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに、応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第36節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 児童生徒等が登校する前の措置

噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休業の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。

b 児童生徒等が在校中の場合の措置

(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

(b) 市町村長等から避難指示等があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や

崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

- (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して、県立学校の対策に準じて、適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について、県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保
災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
 - c 学校給食の確保
学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握
児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保
災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡を取り、その確保に努める。
 - c 教育活動

- (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
 - また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。
- (ウ) 県は、私立学校に対して、県立学校の対策に準じて、適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び必要に応じ、市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

市町村教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- a 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。
- b 県は、被災により、授業料を納付することが困難な者に対して、学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき、補助を行う。

ウ 就学援助

（ア）【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて、学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

（イ）【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第 3 7 節 飼養動物の保護対策

第 3 8 節 ボランティアの受入れ体制

第 3 9 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第 4 0 節 災害救助法の適用

→ 風水害対策編 参照

第4 1 節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

御嶽山噴火災害のように災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 火山災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部、観光部）

観光地での火山災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(2) 【市町村が実施する対策】

火山災害時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(4) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【県及び市町村が実施する対策】（県民文化部、観光部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

(2) 【市町村が実施する対策】

観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 【市町村が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずると共に、速やかな避難及び下山を支援するものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずると共に、速やかな避難及び下山を支援するものとする。

第 4 章

災害復旧計画

第 1 節 復旧・復興の基本方針の決定

第 2 節 迅速な原状復旧の進め方

第 3 節 計画的な復興

第 4 節 資金計画

第 5 節 被災者等の生活再建等の支援

第 6 節 被災中小企業等の復興

第 7 節 被災した観光地の復興

→ 風水害対策編 参照

第 5 章

継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するものとする。

以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

第 1 節 避難対策

第 1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。

その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第 2 主な取組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導體制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。

第 3 取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村、関係機関が協力して実施すべき対策】

災害の長期化が予想される場合には、県、市町村、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

イ【県が実施すべき対策】

(ア) 監視体制の確立及び避難誘導體制の強化のために高感度カメラ、赤外線カメラ等の設置により、映像情報を通信できるよう体制の整備を図る。

(イ) 市町村に対して、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の強化のため、必要な助言を行う。

ウ【市町村が実施すべき対策】

市町村は、避難指示等の発令基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。

2 一時的な避難施設の建設

県及び市町村は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設するものとする。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。本県は、浅間山、御嶽山、焼岳、乗鞍岳等の活火山を抱えており、それら火山の活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。

また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対し、的確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。

第3 取組みの内容

1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

(1) 基本方針

監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。

活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施すべき対策】（建設部）

(ア) 火山の活動状況、危険区域等の情報を各機関に早急に提供するための監視体制の整備を図る。

(イ) 活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

イ【市町村が実施すべき対策】

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備するものとする。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて、応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施すべき対策】

(ア) 応急仮設住宅

a 県が実施すべき対策

(a) 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない）

- (b) 建設用地は、県有地又は市町村が提供する敷地等から選定する。(危機管理部、建設部)
- (c) 応急仮設住宅の設計を行う。(建設部)
- (d) (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
- (e) 建設業者と賃貸借契約を行う。(建設部)
- (f) 工事監理、竣工検査を行う。(建設部)
- (g) 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。(危機管理部)
- (h) 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。(危機管理部)
- b 市町村が実施すべき対策
 - (a) 災害救助法が適用された場合
 - ・ 県に対し、市町村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市町村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行うものとする。
 - ・ 知事の委任を受けて、市町村長は、公営住宅に準じ、応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
 - ・ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行うものとする。
 - (b) 災害救助法が適用されない場合
 - ・ 応急仮設住宅の設置戸数を決定するものとする。
 - ・ 建設用地を確保するものとする。ただし、私有地については、(a)のただし書きに留意するものとする。
 - ・ 応急仮設住宅の設計を行うものとする。
 - ・ 建設業者との請負契約を行うものとする。
 - ・ 工事監理、竣工検査を行うものとする。
 - ・ 入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮するものとする。
 - ・ 応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
 - (イ) 災害公営住宅

被災地域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目標に災害公営住宅を建設するものとする。
 - (ウ) 既存公営住宅の再建

既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。

県及び市町村は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ、被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

第3 取組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失う場合や、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

【県及び市町村が関係機関の協力を得て実施すべき対策】

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、県及び市町村は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。

修 正 経 過					
昭和38年	3月22日	作成	平成12年	3月17日	第35回修正
昭和39年	3月 4日	第1回修正	平成13年	6月18日	第36回修正
昭和40年	2月27日	第2回修正	平成15年	3月31日	第37回修正
昭和41年	3月 4日	第3回修正	平成16年	5月21日	第38回修正
昭和42年	3月15日	第4回修正	平成17年	1月 7日	第39回修正
昭和43年	2月29日	第5回修正	平成18年	2月17日	第40回修正
昭和44年	2月28日	第6回修正	平成19年	6月22日	第41回修正
昭和45年	2月27日	第7回修正	平成20年	5月29日	第42回修正
昭和46年	2月15日	第8回修正	平成21年	3月27日	第43回修正
昭和47年	2月25日	第9回修正	平成23年	1月11日	第44回修正
昭和48年	2月13日	第10回修正	平成23年	7月12日	第45回修正
昭和49年	2月22日	第11回修正	平成24年	2月15日	第46回修正
昭和50年	2月19日	第12回修正	平成25年	2月19日	第47回修正
昭和51年	4月 1日	第13回修正	平成26年	2月28日	第48回修正
昭和52年	2月18日	第14回修正	平成26年	11月20日	第49回修正
昭和53年	2月28日	第15回修正	平成27年	3月 6日	第50回修正
昭和54年	3月 6日	第16回修正	平成28年	2月15日	第51回修正
昭和55年	3月31日	第17回修正	平成29年	3月31日	第52回修正
昭和56年	3月25日	第18回修正	平成30年	3月13日	第53回修正
昭和57年	3月25日	第19回修正	平成31年	1月21日	第54回修正
昭和58年	3月25日	第20回修正	令和 2年	3月31日	第55回修正
昭和59年	3月29日	第21回修正	令和 3年	3月10日	第56回修正
昭和60年	3月28日	第22回修正	令和 3年	12月20日	第57回修正
昭和61年	3月25日	第23回修正	令和 5年	2月13日	第58回修正
昭和62年	3月19日	第24回修正	<u>令和 6年 3月29日</u>		<u>第59回修正</u>
昭和63年	5月23日	第25回修正			
平成元年	5月15日	第26回修正			
平成 2年	5月30日	第27回修正			
平成 3年	5月21日	第28回修正			
平成 4年	6月10日	第29回修正			
平成 6年	3月 9日	第30回修正			
平成 7年	3月20日	第31回修正			
平成 8年	5月23日	第32回修正			
平成 9年	3月31日	第33回修正			
平成10年	6月30日	第34回修正			

長野県地域防災計画 火山災害対策編

発 行 日	<u>令和 7 年 3 月 19 日</u>	<u>第 60 回修正</u>
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) FAX 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp	